

社会福祉法人アテナ会

居宅介護支援事業所アテナ

重要事項説明書

利用契約書

指定居宅介護支援

重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおりご説明いたします。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 アテナ会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市保免中三丁目3番23号 |
| (3) 電話番号 | (089) 905-6622 |
| (4) FAX番号 | (089) 905-6511 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 渡邊 学 |
| (6) 設立年月 | 平成17年12月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所
平成19年12月1日指定 松山市第3870106782号 |
| (2) 事業の目的 | 当法人が行う指定居宅介護支援は、「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。 |
| (3) 運営の方針 | (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないように公平、中立に行います。
(3) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。 |
| (4) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所アテナ |
| (5) 事業所の所在地 | 愛媛県松山市保免中三丁目3番23号 |
| (6) 電話番号 | (089) 907-1611 |
| (7) 管理者氏名 | 岩市 新太郎 |
| (8) 開設年月日 | 平成19年12月1日 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 松山市（旧北条地区、島嶼部は除く）、伊予郡松前町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	08時30分～17時30分
その他	土日祝日、年末年始（12/30～1/3）は休業日ですが、電話等により24時間常時連絡が可能な体制となります。

4. 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格等	常勤	兼務の状況	指定基準
管理者	主任介護支援専門員	1名	介護支援専門員を兼務	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	4名	うち1名は管理者を兼務	1名

令和6年9月現在

5. サービスと利用料金

- (1) 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容は以下のとおりです。
- ①当事業所の居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約書を取り交わします。
 - ②「居宅サービス計画作成依頼書」を市町村に提出します。
 - ③担当させていただく介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者、ご家族の生活状況、居住環境、今後の在宅生活に関するご要望などについてお話を伺います。
 - ④担当介護支援専門員が、ご利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、ご本人・ご家族に説明し、ご了承を得ます。
 - ⑤利用者は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、居宅サービス事業所の選定理由についても説明を求めることができます。
 - ⑥担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者等と連絡・調整を図り、サービスの提供を手配いたします。
 - ⑦担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしくは予め取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理いたします。
 - ⑧担当介護支援専門員は、ご利用者の要介護認定結果に変更があった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などには、ご利用者・ご家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・変更を行います。

(2) 利用料金

指定居宅介護支援の提供を受けた際の利用料については、介護保険法令の介護報酬基準上の額によります。

※居宅介護支援(i) (介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45未満の場合)

※居宅介護支援(ii) (介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上60未満の場合)

※居宅介護支援(iii) (介護支援専門員1人あたりの取扱件数が60件以上の場合)

	要介護1.2	要介護3.4.5
居宅介護支援費 (I i)	10,860 円/月	14,110 円/月
居宅介護支援費 (I ii)	5,440 円/月	7,040 円/月
居宅介護支援費 (I iii)	3,260 円/月	4,220 円/月
初 回 加 算		3,000 円/月
特 定 事 業 所 集 中 減 算		-2,000 円/月
入 院 時 情 報 連 携 加 算 (I)		2,500 円/月
入 院 時 情 報 連 携 加 算 (II)		2,500 円/月
退 院 ・ 退 所 加 算 (I) イ		4,500 円/回
退 院 ・ 退 所 加 算 (I) ロ		6,000 円/回
退 院 ・ 退 所 加 算 (II) イ		6,000 円/回
退 院 ・ 退 所 加 算 (II) ロ		7,500 円/回
退 院 ・ 退 所 加 算 (III)		9,000 円/回
タ ー ミ ナ ル ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 加 算		4,000 円/回
緊 急 時 カ ン フ ァ レ ン ス 加 算		2,000 円/回
通 院 時 情 報 連 携 加 算		500 円/月
特 定 事 業 所 加 算 (I)		5,190 円/月
特 定 事 業 所 加 算 (II)		4,210 円/月
特 定 事 業 所 加 算 (III)		3,230 円/月
特 定 事 業 所 加 算 (A)		1,140 円/月
特 定 事 業 所 医 療 介 護 連 携 加 算		1,250 円/月
業 務 継 続 計 画 未 実 施 減 算		所定単位数の1.0%減算
高 齢 者 虐 待 防 止 措 置 未 実 施 減 算		所定単位数の1.0%減算
同 一 建 物 に 居 住 す る 利 用 者 へ の ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		所定単位数の95%を算定
利 用 者 負 担 額		0 円

※要介護認定を受けられた方は介護保険より全額給付されるため自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際

は、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市町村に提出しますと払戻を受けられます。

注 1： **取扱件数**とは、居宅介護支援事業所全体の利用者の総数に指定介護予防支援事業者からの委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数を事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除した数です。

注 2： **初回加算**は次の場合に算定されます。

- 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- 要介護状態が 2 区分以上変更された場合

注 3： **入院時情報連携加算**は次の場合に算定されます。

- 利用者が医療機関へ入院するに当たって、当該医療機関の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合

注 4： **退院・退所加算**は次の場合に算定されます。

- 医療機関への入院又は介護保険施設への入所をしていた利用者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、医療機関や介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用調整を行った場合

注 5： **ターミナルケアマネジメント加算**は次の場合に算定されます。

- 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握して上で在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問し、主治医の助言を得ながら利用者への支援を行った場合

注 6： **緊急時等居宅カンファレンス加算**は医療機関の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用調整を行った場合に算定されます。

注 7： **特定事業所加算**は主任介護支援専門員及び介護支援専門員を常勤かつ専従で配置し、地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している場合等に算定されます。

注 8： **特定集中減算**は判定期間に作成された居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が 80%を超えている場合に適用されます。

注 9： **業務継続計画未実施減算**は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

※ 令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。居宅介護支援については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。

注 10： **高齢者虐待防止措置未実施減算**は利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

注 11： **高齢者虐待防止措置未実施減算**は利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための

措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

注 12：介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。

(3) 解約料

料金は、一切かかりません。

6. 苦情の受付について

(1) 当該事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） [職名] 管理者 [氏名] 岩市 新太郎
受付時間 毎週月曜日～金曜日
08時30分～17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松山市役所介護保険課	所在地 松山市二番町4丁目7-2 電話番号 089-948-6968 受付時間 毎週月曜日～金曜日 08時30分～17時15分
松前町保険課介護保険係	所在地 伊予郡松前町筒井631番地 電話番号 089-985-4115 受付時間 毎週月曜日～金曜日 08時30分～17時30分
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8700 受付時間 毎週月曜日～金曜日 08時30分～17時00分
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 松山市持田町3丁目8-15 電話番号 089-998-3477 受付時間 毎週月曜日～金曜日 09時00分～12時00分 13時00分～16時30分

7. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8. 秘密の保持等

- (1) 当事業所の職員または職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所では、ご利用者の医療上緊急のある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

9. 第三者評価の実施：なし

10. 虐待について

(虐待防止)

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は擁護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 愛媛県松山市保免中三丁目3番23号
名称 居宅介護支援事業所アテナ

説明者 介護支援専門員.....印

指定居宅介護支援契約書

____様（以下「利用者」と言います。）と社会福祉法人アテナ会（以下「事業者」と言います。）は、事業者が利用者に対して行う指定居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法令に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を求めます。なお、利用者に対して指定居宅サービス等の選択を求めるときは、中立公正に配慮し、利用者にとって最良の選択ができるように支援します。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、愛媛県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護保険等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する指定居宅介護支援に対する利用料金は、【重要事項説明書】記載のとおりです。

第12条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して、文章で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約す

ることができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予定期間を置いて事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2または非該当（自立）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。

第13条（秘密保持）

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た情報およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

第14条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第16条（虐待防止）

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

第 17 条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 18 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を持ってその業務を遂行します。

第 19 条（合意管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、松山地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 20 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が署名押印の上、1 通ずつ所有するものとします。

令和 年 月 日

私は、本契約に関する重要事項についての説明を受け同意しましたので、本契約書に署名捺印いたします。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代理人 住 所

氏 名 印

ご 家 族 住 所

氏 名 印

(続柄) (.....)

事業者 所在地 愛媛県松山市保免中 3 丁目 3 番 2 3 号
法人名 社会福祉法人アテナ会
代表者 理事長 渡 邊 学 印
事業所 居宅介護支援事業所アテナ

個人情報取扱いに関する同意書

利用者およびその家族は、指定居宅介護支援についての契約書第 13 条第 2 項に基づき、居宅サービス計画の作成（変更）時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他居宅介護支援を行う上で必要があるときは、利用者またはその家族等の個人情報を居宅サービス事業者、介護保険施設等の職員、医療機関、市町村職員、民生委員、介護報酬請求審査及び支払い機関に対し、事業者が提示することに同意します。

令和 年 月 日

社会福祉法人アテナ会
居宅介護支援事業所アテナ 管理者殿

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

ご家族 住 所

氏 名 印

